

最高裁秘書第4183号

令和7年12月25日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しました
ので通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和6年4月1日以降の司法研修所職員配置表（職員それぞれの内線番号及び直通電話番号が記載されているもの）の最新版

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年3月13日付け（同月14日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第48号

3 判断及びその理由

(1) 原判断において不開示とした部分のうち答申別紙1の各記載部分を除いた部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当すると認められるから、同部

分を不開示とした原判断は相当である。

- (2) 原判断において不開示とした部分のうち、答申別紙1記載の各部分について改めて精査を行ったところ、同別紙の1記載の部分は公表されている事実が確認できた。また、同別紙の記載2の部分は、開示したとしても裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない情報であることが確認できた。
- (3) したがって、原判断において不開示とした部分のうち、同別紙の1記載の部分については法第5条第1号ただし書イに相当するものとして、同別紙の2記載の部分については法第5条第6号に相当しないものとして開示する。